

国 官 会 第 1562 号

平成 14 年 10 月 29 日

大臣官房官庁営繕部長
国土技術政策総合研究所長
国土交通大学校長
国土地理院長
各地方整備局長 殿

大臣官房会計課長

国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて

(通則)

第 1 条 国土交通省所管の物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けに関する契約の有資格業者（「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」（平成 13 年 1 月 6 日付け国官会第 22 号。）第 20 条に規定する有資格業者名簿に記載された業者をいう。以下「有資格業者」という。）の指名停止等については、当分の間、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「要領」という。）及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成 3 年 5 月 18 日付け建設省厚発第 172 号。）を準用して取り扱うこととする。

(適用範囲)

第 2 条 本通達は、「国土交通省所管会計事務取扱規則」（平成 13 年 1 月 6 日付け国土交通省訓令第 60 号。）第 2 条に規定する指定部局長の所管する部局に限り適用する。

(読替規定)

第 3 条 建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等における資格を有する者が有資格業者である場合についての指名停止の通知にあたっては、要領第 6 に基づく通知と併せ、各指定部局において 1 通として通知すること。

2 要領第 8 第 2 項に規定する国土交通省大臣官房地方課長は、国土交通省大臣官房会計課長と読み替えるものとする。

附 則

本通達は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。